

栃木県造林補助事業実施基準

令和元年6月27日林木産第277号
林業木材産業課長通知

造林補助事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通知。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁整備課長通知。以下「環境保全運用」という。）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。）、農山漁村地域整備交付金実施要領第2の1の(2)にかかる事業別運用。）、栃木県造林補助事業実施要領（昭和48年8月18日付け造林第118号林務観光部長通知。以下「実施要領」という。）、栃木県造林補助事業実施要領の運用（令和元年7月1日付け林木産第319号林業木材産業課長通知。）に定めるもののほか、本実施基準によるものとする。

第1 趣旨

- 1 この基準は、栃木県の造林補助事業の実施に対する基本的な方針及びその作業内容について示したもので、造林補助事業の採択要件として運用するものである。
- 2 事業主体は、前項の規定を了知したうえで、適切な事業執行を図るものとする。
- 3 現場における作業の実施に際しては、労働安全衛生法・労働安全衛生規則等の関係法令を遵守し、作業の安全確保に努めることとする。
- 4 実施要領等から判断することが困難な場合には、事業主体と県において検討するものとし、必要に応じて林野庁とも協議の上、決定することとする。
- 5 各作業種の実施基準については、次に定めるとおりとする。なお、森林作業道整備については、栃木県造林補助事業における森林作業道整備実施基準（令和2年6月1日付け林木産第212号林業木材産業課長通知。）の定めによるものとする。

第2 共通事項

- 1 除地の取扱い
 - (1) 施行地内において、次に該当する区域については除地とし、1か所の面積が0.01ha以上ある場合は、施行面積から差し引くものとする。
 - ① 間伐、更新伐の施行地に係る既設の森林作業道敷
控除面積は、幅員×延長で算出することとし、森林作業道台帳及び森林作業道補助金交付申請時の測量図又は地図情報を基に算出する。
 - ② 植栽が不可能な沢、岩石地、荒廃地等の区域
 - ③ 施行地として認めることが不適当な区域

- (2) 施行地内において、0.01 h a 未満の除地を数箇所合わせて0.01 h a となるものは除地としない。

第3 人工造林

1 人工造林

目的とする森林を確実に・早急に造成するため、人為的に苗木を植付するものとする。

(1) 地拵え

- ① 造林予定地の雑草木や笹など、植付の際に障害となるものの除去を行う。
- ② 刈払ったものは末木枝条とともに、植付作業の支障とならないように適宜集積又は棚積する。
- ③ 地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽を行う。
- ④ 農地転用造林で排水溝が必要である場合には、幅30 c m・深さ30 c mの素掘の排水溝を1 h a 当たり500m以上設ける。

(2) 植栽

- ① 植栽する樹種及び本数等の決定に際しては、表1の基準により森林所有者と十分に協議し、決定するものとし、植付本数に応じた苗・列間距離で、普通植栽法（普通穴植え法）により適期に行う。

ただし、造林コストの低減を目的として低密度植栽を実施する場合には、表1の基準によらず1 ha当たり1,500本以上で植栽することができるものとする。

- ② 苗木は県内で生産された苗を原則とし、県外で生産された苗木については、栃木県山林種苗緑化樹協同組合又は栃木県森林組合連合会が林業種苗法に定める配布区域内から移入した苗とする。

表1 植栽する樹種及び本数の基準

樹種	本数（h a 当たり）
スギ、ヒノキ等の針葉樹	2,000 本以上とする
コナラ等の広葉樹	2,000～2,400 本とする

保安林の場合は、指定施業要件に基づく本数以上とする。

2 特殊地拵え

(1) 低質林等において、前生樹の伐倒、除去を行う場合

- ① 低質林等の要件は、環境保全運用の1の(1)のウに定めるものとする。
- ② 地拵え後、その翌年度から起算して2年以内に植栽を行う。

(2) 松林保護樹林帯造成（前生樹の松の除去）に適用する場合

保全する松林への松くい虫被害拡大の防止を図るため、森林病虫害等防除法に基づき、樹種転換すべき松林として指定された「被害拡大防止森林」及び「地区被害拡大防止森林」において、前生樹である松の伐採及び除去を行う。

- ① 人工造林による樹種転換に際して、前生樹である松を全て伐採及び除去（搬出）するものとし、松の伐採材積が1 h a 当たり10m³以上である場合に適用する。
- ② 伐採した松は、全て玉切り・枝払いを行い、全伐採木本数の80%以上について、幹材部（枝条・先端部・根曲がり部は除く）を路網付近（土場又は林縁部）まで搬出する。
- ③ 特殊地拵えを実施した箇所については、引き続き速やかに松以外の樹種を植栽する。

(3) 気象災及び山火事等の被害跡地に適用する場合

気象災及び山火事等の被害により健全な育成が見込めない林分において、人工造林による森林の再生を促進するため、残存する被害木等を伐採及び除去する。

- ① 伐採及び除去（搬出）すべき被害木等が、概ね1ha当たり30m³以上残存する林分において実施する。
- ② 伐採した被害木等については、全て玉切り・枝払いを行い、全伐採木本数の80%以上について、幹材部（枝条・先端部・根曲がり部は除く）を路網付近（土場又は林縁）まで搬出する。
- ③ 特殊地拵えを実施した箇所については、引き続き速やかに植栽する。

(4) 伐採前特殊地拵え

- ① 人工林において主伐時の作業効率の向上と安全確保を図るため、作業の支障となる副林木（当該人工林の目的外樹種）等の伐倒、除去を行う。
- ② 副林木と併せて主林木を伐採する場合、主林木の伐採本数は当該主林木の概ね20%以下の範囲内とし、伐採木は全て玉切り・枝払いを実施する。
- ③ 地拵え後、その翌年度から起算して2年以内に植栽を行う。

第4 樹下植栽等

育成複層林や天然更新による森林の育成を図るため、地拵え、樹下への植栽、不用萌芽・不用木の除去及び不良木の淘汰を行うものとする。

1 育成複層林の造成を目的とする場合

優良な育成複層林の造成を図るため、地拵え、樹下への植栽、不良木の除去を行うものとする。なお、長期育成循環施業によるものについては、別に定めるものによるものとする。

(1) 地拵え

- ① 後の更新に支障をきたさないよう、立木の伐採とともに下層の雑草木の刈払いを行い、伐採木を全て玉切り・枝払いを行うものとする。
- ② 地拵えを実施した場合は、当該作業を実施した年度又は翌年度に植栽を行うものとする。

(2) 植栽

- ① 植栽の樹種及び本数等の決定に際しては、表2の基準により森林所有者と十分に協議し、決定するものとする。なお、保安林において択伐後に植栽を行う場合には、森林法施行規則第五十七条第3項の規定に基づく植栽本数とする。
- ② 苗木は県内で生産された苗を原則とし、県外で生産された苗木については、栃木県山林種苗緑化樹協同組合又は栃木県森林組合連合会が林業種苗法に定める配布区域内から移入した苗とする。

表2 植栽する樹種及び本数の基準

樹種	本数（haあたり）
スギ、ヒノキ等の針葉樹	500本以上とする
コナラ等の広葉樹	300～1,000本とする

2 天然更新による森林の造成を目的とする場合

萌芽更新や天然下種更新など天然力を活用した更新を人工的に補助し、優良な天然林への誘導を図るため、地拵え、稚幼樹（下種更新や萌芽による若芽）が少ない場合の植栽、不用萌芽・不用木の除去及び不良木の淘汰を行うものとする。

(1) 地拵え

- ① 後の更新に支障をきたさないよう、立木の伐採とともに下層の雑草木の刈払いを行い、伐採木を全て玉切り・枝払いを行うものとする。
- ② 作業に当たっては、目的樹種の萌芽が発生する切り株や植込み予定地を伐採木等が覆うことのないよう配慮する。
- ③ 地拵えを実施した場合は、当該作業を実施した年度又は翌年度に植栽を実施するものとする。

(2) 植栽

- ① 有用樹が欠落した箇所については植栽を行う。
- ② 植栽の樹種及び本数等の決定に際しては、表3の基準により森林所有者と十分に協議し、決定するものとする。
- ③ 苗木は県内で生産された苗木を原則とし、県外で生産された苗木については、栃木県山林種苗緑化樹協同組合又は栃木県森林組合連合会が林業種苗法に定める配布区域内から移入した苗木とする。

(3) 萌芽整理

- ① 上層木の伐採後に切り株から発生した萌芽のうち、コナラで4～5本、クヌギで2～3本を目安に優良なものを選び、不用な萌芽は除去する。

表3 植栽する樹種及び本数の基準

樹種	本数 (h a 当たり)
コナラ等の広葉樹	1,000 本以下とする

3 長期育成循環施業による森林の造成を目的とする場合

本施業を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）」に基づき実施するほか、この基準により実施するものとする。

- (1) 一定の林齢に達している人工林において、森林の有する公益的機能を維持しつつ森林資源の循環利用を図るため、適度な伐採を行うとともに、下層木の導入・育成を行う。
- (2) 更新伐を実施した区域は、実施した翌年度から起算して2年以内に下層木の更新を図ることとする。植栽本数は、定性伐採の場合は表2の基準により、列状あるいはモザイク林誘導型伐採の場合は、伐採区域当たり第3の1の表1によるものとする。

ただし、定性伐採の場合に限り、森林の状況等から天然力による更新が確実な場合は天然更新を可とする。

- (3) 天然更新によって更新を図る場合、事業主体は、事業実施に先だて管内の環境森林事務所長又は森林管理事務所長に別に定める様式を提出し、天然更新の可否の確認を得るものとする。
- (4) 天然更新を行った場合は、樹高30cm以上の高木性の樹種（ケヤキ、エノキ、ホオノキ、ヤマモミジ、イタヤカエデ等）が、事業対象地に概ね均等にh a 当たり2,000本以上生育していることの確認をもって完了と判断するものとする。

第5 下刈り

植栽、萌芽等による造林地において、幼齢期における雑草木との種間競合を緩和することで、造林木の健全な成長を確保する。

- 1 目的とする造林木以外の雑草・木竹類等一切のものについて、地際から全部刈払う「全刈」を標準とするが、必要に応じて筋刈及び坪刈も実施できるものとする。

2 下刈りの実施期間は植栽した年から原則5年間とするが、造林木の生長状況と雑草木の繁茂状況を勘案した上で、作業の必要性を判断する。

ただし、平成26年度以降に針葉樹の皆伐を実施した箇所において、新たに針葉樹を植栽した場合及び平成30年度以降に針葉樹の皆伐を完了した箇所において新たに植栽をした場合は、必要に応じて8年間とする。

第6 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において、火災、気象災、病虫害等により倒伏した樹木の引き起こしを行う。

1 倒木起こしは、被害が発生してから成長開始前までに行うものとし、縄等を枝等に結び引っ張って固定するものとする。

第7 枝打ち

優良材生産を目的とする人工林において、無節性・通直完満性・年輪幅の均一性等を有する素材の生産や花粉の飛散抑制を図るため、6齢級以下の林分において行う枝葉の除去、12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う枝葉の除去又は18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う枝葉の除去を行う。

ただし、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備については、18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う枝葉の除去のみ行う。

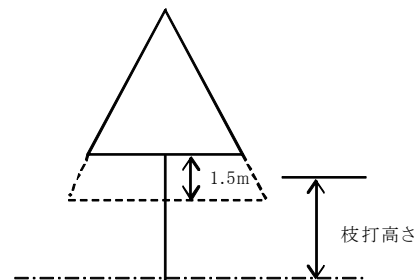
1 枝下径8cm前後（打ち止め径5cm前後）・枝打幅1.5mを標準とし、その中心高により右図のとおり区分する。

なお、枝打ちは力枝付近の箇所から下部にある全ての枝条について原則として行うこととする。

2 枝打高2.0m以上の枝打ちのha当たりの本数は、最終的に残る1,000本以上とし、除伐、保育間伐、間伐、更新伐と同時又は一連の作業として実施する場合においては、伐採対象木の枝打ちは実施しない。

3 枝打高2.0m未満の枝打ちの場合、原則として立木本数の80%以上に対し実施するものとする。

なお、除伐、保育間伐、間伐、更新伐と枝打ちを同時又は一連の作業として実施する場合には、伐採対象木及び林縁木等の枝打ちを実施しない立木以外は全て枝打ちを実施するものとし、その本数比は原則として当初の立木本数（除間伐木及び残存木の合計本数）の80%以上とする。



枝打高さによって

枝打A: 2.0m未満

枝打B: 2.0～3.5m未満

枝打C: 3.5m以上

第8 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において、不良木の淘汰及び不用木（侵入竹を含む）の除去を行う。

なお、森林緊急造成において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、7齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において、実施することができる。

- 1 不用木の除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう）のみ実施する場合は、原則として不用木を全て除去する。
- 2 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業により除伐、保育間伐、間伐又は更新伐が行われていない森林において実施する。

第9 保育間伐

12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において、適切な密度管理を目的とする、不良木の淘汰及び不用木（侵入竹を含む）の除去を行う。

また、特定森林再生事業として実施する場合は、二次災害や病害虫の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる時は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

- 1 伐採率については、育成しようとする樹木の立木本数の20%以上とする。
- 2 伐採木が流出し他の施設等に被害を与えるおそれがある箇所については、伐採木の全てについて枝払い、玉切り、片付、最寄りの路網付近（土場又は林縁部）までの搬出を実施できるものとする。
- 3 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業により除伐、保育間伐、間伐又は更新伐が行われていない森林において実施する。

第10 間伐

適正な密度管理を目的に、12齢級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において残存木の成長の増大と形質の向上を図るとともに、森林資源の有効活用を促進するため、不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰、搬出集積を行う。

- 1 伐採率については、育成しようとする樹木の立木本数の20%以上とし、上限は気象災等が発生しないよう保育の範囲を超えない程度とする。
- 2 伐採木は枝払い、玉切りを実施した後、最寄りの路網付近（土場又は林縁部）まで搬出するものとする。なお、国庫補助対象外の林分の間伐材を同時に搬出する場合には、国庫補助対象林分から搬出される材積が判別できるよう、分けて管理するものとする。
- 3 面積1ha当たりの搬出材積が10m³未満の施行地において伐採木が流出し他の施設等に被害を与えるおそれがある箇所については、伐採木の全てについて枝払い、玉切り、片付を実施できるものとする。
- 4 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業により除伐、保育間伐、間伐又は更新伐が行われていない森林において実施する。

第11 更新伐

人工林における育成複層林の造成及び育成、広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善を図るため、18齢級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一貫として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）で、不良木の淘

汰、不用木（侵入竹を含む）の除去、搬出集積を行う。

1 共通事項

- (1) 伐採率については、立木本数の20%以上とする。上限は気象災等が発生しないよう保育の範囲を超えない程度とする。
- (2) 伐採木は枝払い、玉切りを実施した後、最寄りの路網付近（土場又は林縁部）まで搬出するものとする。なお、国庫補助対象外の林分の間伐材を同時に搬出する場合には、国庫補助対象林分から搬出される材積が判別できるよう、分けて管理するものとする。
- (3) 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業により除伐、保育間伐、間伐又は更新伐が行われていない森林において実施する。

2 整理伐

- (1) 粗悪な天然林において質的・構造的な改善を図るため、前生樹の伐採、集積及び搬出を行う。
- (2) 当該林分の主林木の概ね70%以上の伐採を行う。（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）
- (3) 伐採木及び刈払い物については、後の萌芽、植込み等による更新の支障とならないよう、林内に適宜集積又は搬出する。

3 人工林整理伐

- (1) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進するため、帯状、群状に伐採し、集積搬出を行う。
- (2) 高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において実施するものとする。
- (3) 主林木の伐採本数は、当該主林木の概ね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状伐採ができるものとする。
- (4) 枝条・先端部・根曲がり部については、後の天然下種及び植込み等による更新の支障とならないよう、林内に適宜集積する。
- (5) 実施後、下層木が更新完了したと判定されない森林においては、地表かき起こし、植込み等の改良を行うものとする。
- (6) 人工林整理伐実施後10年間は上層木の全面的な伐採を行わないこと。
- (7) 事業主体は、補助金の交付申請時に上記(4)及び(5)について約束する旨の書面を提出する。また、森林所有者が事業主体でない場合は、受委託契約書等において同様の趣旨を明記するものとする。

4 長期育成循環施業による更新伐

本施業を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」に基づき実施する。

第12 獣害防止施設等

シカをはじめとする野生獣の食害等による森林被害の防止を図るため、被害状況に応じた施設を造林補助事業による植栽、保育作業に付帯して設置する。設置した施設は適切な維持管理に努め、補修が必要な場合は、速やかに対応する。

また、食害対策については、林業獣害対策工種選定基準（平成30年9月3日付け林木産第402号林業木材産業課長通知）に基づくものとする。

1 忌避剤

- (1) 薬剤の使用にあたっては農薬取締法等の規制に基づくものとし、人畜及び周辺植生に危害を

及ぼさないよう、適正な実施に努めることとする。

- (2) 薬剤の使用量については、使用説明書に示された量により適宜行う。
- (3) 食害は餌の少ない冬期に発生するため、原則としてその前の秋期（11月頃）までに実施する。
- (4) 野生獣の生息密度が高く、食害の著しい地域にあつては、春期にも食害が発生する恐れがあるため、その場合には薬剤残効期間（3～4ヶ月）後に2度目の処理（2～3月頃）を実施する。

2 シカ防護柵

防護柵の資材（ネット、金網）選択にあたっては、設置予定箇所周辺の被害及び生息の状況・立地条件等により判断する。

3 単木設置型獣害対策資材

- (1) 林木に対する剥皮被害対策として設置する単木設置型獣害対策資材（ネット・帯等）については、主伐時に収穫が期待できる林木を中心に選木し、幹材部に巻きつけるものとする。
- (2) 植栽木に対する食害対策として設置する単木設置型獣害対策資材については、植栽木全体を覆うよう設置するものとする。

第13 衛生伐

松くい虫の繁殖源を除去し、保全する松林の健全な育成・保全を図るため、森林病虫害等防除法に基づき、保全する松林として指定された「高度公益機能森林」及び「地区保全森林」の区域内において、被害の程度が激甚でない（被害率5%未満）松林に対し、松くい虫被害木を含む松不用木等の処理を行う。

- 1 実施単位（小班等）内の松くい虫被害木について、薬剤散布・くん蒸・破碎・焼却のいずれかにより全量処理する。
- 2 薬剤散布の場合には、処理（伐採・玉切り及び枝払い・薬剤散布）終了後、以後の森林施業の安全確保と作業効率の向上を図るため、林内に適宜集積する。
- 3 実施単位（小班等）内の松不用木（被圧されている松や枯死しているが松くい虫の発生原因とならない場合）については、伐倒・玉伐り・集積を行う。
- 4 松くい虫被害木の処理方法については、森林病虫害等防除事業に準ずるものとする。
- 5 森林病虫害等防除事業実施区域との重複実施は不可とする。
- 6 松不用木の処理は、総数量のおおむね2割以内とする。

第14 花粉発生源植替え

花粉発生源となっている森林を少花粉スギに転換することを目的に、スギ又はヒノキの人工林において、立木の伐倒、搬出集積、地拵え、少花粉スギコンテナ苗の植栽を行う。

1 伐倒、搬出集積

- (1) 伐採方法は皆伐とする。
- (2) 伐採木は玉切り・枝払いを実施した後、最寄りの路網付近（土場又は林縁部）まで搬出する

ものとする。

なお、国庫補助対象外の林分の間伐材を同時に搬出する場合には、国庫補助対象林分から搬出される材積が判別できるよう、分けて管理するものとする。

2 地拵え

- (1) 造林予定地の雑草木や笹など、植付の際に障害となるものの除去を行う。
- (2) 刈払ったものは末木枝条とともに、植付作業の支障とならないように適宜集積又は棚積する。

3 植栽

- (1) 植栽する樹種及び本数等の決定に際しては、表4の基準により森林所有者と十分に協議し、決定するものとし、植付本数に応じた苗・列間距離で適期に行う。
ただし、造林コストの低減を目的として低密度植栽を実施する場合には、表1の基準によらず1ha当たり1,500本以上で植栽することができるものとする。
- (2) 苗木は県内で生産された苗木を原則とし、県外で生産された苗木については、栃木県山林種苗緑化樹協同組合又は栃木県森林組合連合会が林業種苗法に定める配布区域内から移入した苗木とする。

表4 植栽する樹種及び本数の基準

樹種	本数 (h a 当たり)
少花粉スギコンテナ苗	2,000 本以上とする

保安林の場合は、指定施業要件に基づく本数以上とする。

(参 考)

○植付本数早見表

列間 苗間	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20
1.50	4,301	4,167	4,040	3,922	3,810	3,704	3,604	3,509	3,419	3,333	3,252	3,175	3,101	3,030
1.55	4,162	4,032	3,910	3,795	3,687	3,584	3,487	3,396	3,309	3,226	3,147	3,072	3,001	2,933
1.60	4,032	3,906	3,788	3,676	3,571	3,472	3,378	3,289	3,205	3,125	3,049	2,976	2,907	2,841
1.65	3,910	3,788	3,673	3,565	3,463	3,367	3,276	3,190	3,108	3,030	2,956	2,886	2,819	2,755
1.70	3,795	3,676	3,565	3,460	3,361	3,268	3,180	3,096	3,017	2,941	2,869	2,801	2,736	2,674
1.75	3,687	3,571	3,463	3,361	3,265	3,175	3,089	3,008	2,930	2,857	2,787	2,721	2,658	2,597
1.80	3,584	3,472	3,367	3,268	3,175	3,086	3,003	2,924	2,849	2,778	2,710	2,646	2,584	2,525
1.85	3,487	3,378	3,276	3,180	3,089	3,003	2,922	2,845	2,772	2,703	2,637	2,574	2,514	2,457
1.90	3,396	3,289	3,190	3,096	3,008	2,924	2,845	2,770	2,699	2,632	2,567	2,506	2,448	2,392
1.95	3,309	3,205	3,108	3,017	2,930	2,849	2,772	2,699	2,630	2,564	2,502	2,442	2,385	2,331
2.00	3,226	3,125	3,030	2,941	2,857	2,778	2,703	2,632	2,564	2,500	2,439	2,381	2,326	2,273
2.05	3,147	3,049	2,956	2,869	2,787	2,710	2,637	2,567	2,502	2,439	2,380	2,323	2,269	2,217
2.10	3,072	2,976	2,886	2,801	2,721	2,646	2,574	2,506	2,442	2,381	2,323	2,268	2,215	2,165
2.15	3,001	2,907	2,819	2,736	2,658	2,584	2,514	2,448	2,385	2,326	2,269	2,215	2,163	2,114
2.20	2,933	2,841	2,755	2,674	2,597	2,525	2,457	2,392	2,331	2,273	2,217	2,165	2,114	2,066

附則

本基準は、令和元年度事業から適用する。

附則

本基準は、令和2年度事業から適用する。

附則

本基準は、令和4年度事業から適用する。

附則

本基準は、令和5年度事業から適用する。